

山梨県公報

第千四百七十五号

平成十六年

五月十三日

木曜日

目次

予防接種の業務を行う医師	三三一
土地改良区の解散の認可	三三一
道路の供用開始	三三一
建築基準法に基づく道路位置指定	三三一
変更後の県営土地改良事業計画書の写しの縦覧	三三一
訓令	三三一
山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令	三三一
公安委員会	三三一
遊技機の型式の検定	三三一
正誤	三三一
平成十六年二月五日付け第千四百四十九号中(二件)	三三四

告示

山梨県告示第百三十六号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年五月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
溝口 康司	北巨摩郡長坂町長坂上条二五三〇 向井医院
中島 健一	北巨摩郡長坂町夏秋九四五 一 なかしまクリニク

山梨県告示第百三十七号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成十六年四月二十八日小淵沢土地改良区の解散を認可した。
平成十六年五月十三日
山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年六月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年五月十三日
山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	深沢等々力線	東山梨郡勝沼町大字勝沼字別所三三八二番の三五地先から東山梨郡勝沼町大字勝沼字別所三六一八番地先まで	二四・〇	平成十六年五月十七日

山梨県告示第百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十六年五月十三日
山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の位置
北都留郡上野原町上野原字寺畑四〇一五番四
- 道路の幅員
五・〇〇メートル
- 道路の延長
三〇・二九メートル

山梨県告示第百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業山梨第一地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成十六年五月十三日 山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年五月十四日から同年六月十日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成十六年六月十一日から同年六月二十五日まで

訓 令

山梨県訓令甲第九号

本 出 先 機 関 庁

山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年五月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令

山梨県長期計画策定本部規程（平成三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中、「政務理事 出納長」を、「出納長 政策秘書室長」に、「商工労働観光部長」を、「商工労働部長 観光部長」に、「土木部長 リニア推進長 総合政策室長」を

「土木部長」に改める。

別表第二中、「企画部次長」を、「政策秘書室次長 企画部次長」に、「商工労働観光部次長」を、「商工労働部次長 観光部次長」に、「県民室次長 政策参事」を、「県民室次長」に改める。

別表第三中、「企画部」を、「政策秘書室 企画部」に、「商工労働観光部」を、「商工労働

働部 観光部」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年五月十二日までとする。

平成十六年五月十三日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式の概要		検定番号
		遊技機の種類及び区分	型式名	
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRフイバーアイクアナイ NG31	株式会社三共 四〇〇一六一
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRフイバーアイクアナイ JX	株式会社三共 四〇〇一九二

株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R さい ころ珍道 中 M B	株式会社 ニユーギ ン	四〇〇〇九六
株式会社ニユーギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R さい ころ珍道 中 M D	株式会社 ニユーギ ン	四〇〇一五五
株式会社ニユーギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	さいころ 珍道中 Z M	株式会 社ニユー ギン	四〇〇二四〇
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R ミン キーモモ R	タイヨー エレクトク 株式会社	四〇〇〇九一
奥村遊機株式会社 代表取締 役 奥村昌美 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二 丁目一番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R モナ コパーテ ィイ E S	奥村遊機 株式会社	三〇一〇四五
奥村遊機株式会社 代表取締	ぱちんこ遊技	C R 口ポ	奥村遊機	四〇〇一八五

奥村遊機株式会社 代表取締 役 奥村昌美 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二 丁目一番一八号	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C	株式会社	
奥村遊機株式会社 代表取締 役 奥村昌美 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二 丁目一番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R 口ポ コツ P F	奥村遊機 株式会社	四〇〇二二〇
株式会社サンセイアルアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一番一三三号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R ビー パツ P M	株式会 社サンセ イアルア ンドデイ	四〇〇一三三
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第三) 第三種特別電 動役物	C R ハイ スクール 奇面組 R	マルホン 工業株式 会社	四二〇一六〇
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R フラ ンキード ツグ F J	マルホン 工業株式 会社	四〇〇二八一
岡崎産業株式会社 代表取締 役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 二)	ジュエル パニック ハイパー	岡崎産業 株式会社	四四〇一四九

八五番地の二	五)	岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中方町鐘突二一 八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ジュエル パニック 30	岡崎産業 株式会社	四四〇〇七七
--------	----	---	----------------------------------	--------------------	--------------	--------

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年二月五日山梨県告示第四十三号(道路の区域変更)

四九 上 終わりから十五 字家ノ下二四番の一 字白子上四四二番

平成十六年二月五日山梨県告示第四十四号(道路の区域変更)

四九 下 四 字家ノ下二四番の一 字白子上四四二番